

建物の譲与について

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定による。

建物の譲与について

次のとおり建物を譲与する。

記

- 1 契約の目的 社会福祉法人若水会保育事業用建物
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方

東京都練馬区南大泉3丁目17番21号

社会福祉法人若水会

代表者 西 野 和 子

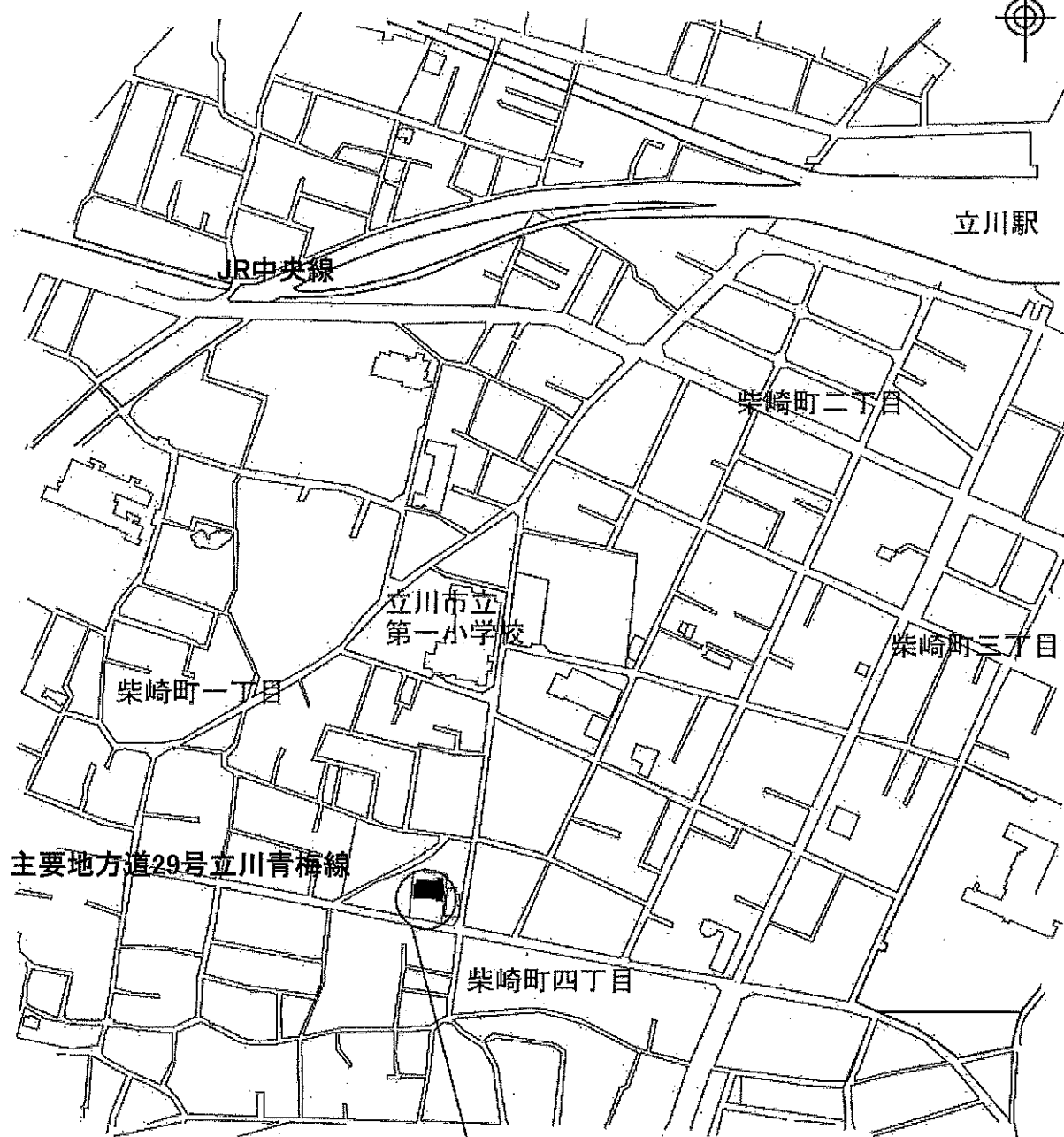
- 4 建物の所在 立川市柴崎町1丁目16番23号

- 5 構造及び面積

構 造		規 模	
			面積（平方メートル）
保育所	鉄筋コンクリート造	地上2階建て	593.21

(参考)

案 内 図



立川市立柴崎保育園

立川市柴崎町1丁目16番23号